

中野区国民保護計画について
 [都との協議による主な修正事項]

頁	行又は箇所	修正前	修正後	修正理由
3	(4)の本文1行目	区は、国、都、 <u>近隣区</u> 等～	□内用語を「隣接区」に修正	用語整理：以下、 <u>近接区と隣接する区</u> を含め「隣接区」とした(目次含む)
	(5)の本文4行目	また、区は、 <u>東京消防庁(消防署)とともに、消防団及び自主防災組織</u> の充実・活性化～	——部分を削除 □内用語を「地域防災住民組織」に修正	区の役割を明確にする記述とした 用語整理：以下、「地域防災住民組織」とした(目次含む)
4	第3章の表題	区及び都の事務又は関係機関の業務大綱等	区・都及び関係機関の業務の大綱等	適切な表題に改めた
7・8	(3)の項の数値と本文の一部	素案作成段階における把握可能な数値を使用	計画決定段階における把握可能な数値に修正	最新の数値を使用 ※数値修正に伴い、文書表現を改めた
9	(6)の本文4行目	多数の <u>避難民の立ち寄り</u> と受け入れ先地域と	多数の <u>避難住民等の通過及び受け入れ地域</u> と	——部分のとおり文書表現を改めた
15	上から11行目	・ <u>災害要援護者</u> に対する～	□内用語を「災害時要援護者」に修正	用語整理：以下、 <u>要援護者</u> を含め「災害時要援護者」とした(目次含む)
	上から12行目	・ <u>遺体</u> の収容・～	・ <u>死体</u> の収容・～	——部分のとおり改めた
17	中段の表の部分	【対策本部長、対策副本部長及び対策本部員の代替職員】の表題あり	表題削除	本文に表示されているため
		<u>名称</u>	<u>区対策本部長</u> に修正	適切な表示に改めた
25	3行目	東京消防庁(消防署)とともに～。	<u>都及び東京消防庁(消防署)</u> とともに～。	必要な事項を加えた
31	(2)の本文1行目	区は、 <u>区の区域</u> を越える避難を～	□内用語を「区内」に修正	用語整理：以下、 <u>区域内と当該区域</u> を含め「区内」とした
32・33	囲みの2行目	(鉄道、定期・路線バス、 <u>船舶、飛行機</u> 等)	——部分を削除	不要な事項のため
	囲みの6・7行目	③港湾と④飛行場の項目	全部削除	不要な項目のため
34・35	(1)の本文1行目と本文及び一覧表の追加	～生活関連等施設について、 都を通じて把握 ～	——部分を削除 また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。 *裏面：【生活関連等施設の種類及び所管省庁】	不要な事項のため 必要な事項の追加：左記本文と裏面の【一覧表】
		全文	区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、地域防災住民組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。	見出しに沿った文書表現に改めた
37	(2)の本文	全文	区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、地域防災住民組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。	見出しに沿った文書表現に改めた
	下から1行目	区は、都が作成する「 事態対処の心構え(仮称) 」 (パンフレット)等を活用し、～	——部分を削除	現時点では発行未定のため
39	囲みの3・4行目	また、他区市町村での事案発生時においても迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。	また、他区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、 <u>事案発生時に迅速に対応</u> できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。	——部分のとおり必要な文言を加え、文書表現を改めた
49	1(1)本文3行目	都の対策本部長から <u>都本部派遣職員</u> ～	都の対策本部長から <u>都対策本部本部派遣職員</u> ～	正式名とした
50	3①本文4行目	～、 <u>中野区を担当する東京地方協力本部長</u> ～	——部分を削除 □内用語を「自衛隊東京地方協力本部長」に修正	不要な文言のため 用語整理：59頁の下から2行目も同様に修正
	欄外(*)の注釈	46頁欄外の注釈を誤記	内閣総理大臣の命令に基づく治安出動(自衛隊法第78条)及び都知事の要請に基づく治安出動(自衛隊法第81条)	正規の注釈を掲載した
55	修正前54頁下図	警報発令の通知・伝達に関する図柄あり	削除	上の図と重複のため
	(1)②本文7行目	また、広報車の使用、 <u>自主防災組織による伝達</u> 、町会・自治会等への～。	また、広報車の使用、 <u>地域防災住民組織による世帯等への伝達</u> 、町会・自治会等への～	——部分のとおり文書表現を改めた
56	(2)の本文	全文	区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁(消防署)の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁(消防総監又は消防署長)の所轄の下に行動するものとする。	表題に沿った文書表現に改めた

頁	行又は箇所	修正前	修正後	修正理由
58	修正前58頁の図	避難措置の指示の伝達に関する図柄あり	削除	前頁の図と重複のため
61	(6)の本文2行目	～、民生委員、障害者団体等～	～、民生委員、 <u>介護保険制度関係者</u> 、障害者団体等～	____部分のとおり必要な事項を加えた
	(7)の本文1行目	～にあたる区職員 <u>及び消防は</u> 、～	～にあたる区職員は、 <u>警察、消防等とともに</u> 、～	____部分のとおり必要な文言を加え、文書表現を改めた
68	2(1)と(2)の各本文1行目	区長は、 <u>救援が必要と判断したときは</u> 、～	区長は、 <u>救援を実施するために必要と判断したときは</u> 、～	____部分のとおり文書表現を改めた
	囲みの本文	全文	全文削除	モデル計画のとおりとした
70	(2)の本文	食品・飲料水及び生活必需品等の給与等は、～	①食品及び生活必需品等の給与等 食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品(都の事前配置分を含む。)または、調達品をもって充てる。 ②飲料水の給与 水道による飲料水の給与が不可能又は困難になった場合、区は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。	①食品及び生活必需品等と②飲料水を区分し、必要な記述を加えた
73	(2)の本文2・3行目	～、当該協力は <u>各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。</u>	～、当該協力は、 <u>各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。</u>	____部分のとおり文書表現を改めた
80	(2)①本文2行目	～、警察、自衛隊等～	～警察、 <u>消防</u> 、自衛隊等～	____部分のとおり必要な事項を加えた
83	(2)の本文2行目	～、 <u>消防総監</u> が命令権者となり～	～、 <u>東京消防庁</u> が命令権者となり～	____部分のとおり改めた
84	(1)の本文4行目	～範囲内で関係機関とともに、～	～範囲内で <u>警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)等</u> の関係機関とともに、～	____部分のとおり必要な文言を加えた
90	(1)の本文2行目	～、教科書の供給、 <u>授業料の減免</u> 、被災による	____部分を削除	不要な事項のため
91	囲みの本文	○ 大規模テロ等(緊急対処事態)において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置(住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等)の内容・手続き等に準じる。 ○ <u>本章</u> では、～「初動対応力の強化」「平時における警戒・ 監視 」「発生時の対処」～	○ 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置(住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等)などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。 ○ <u>本編</u> では、～「初動対応力の強化」「平時における警戒」「発生時の対処」～	適切な文書表現に改めた 適正な文言に修正し、不要な事項を削除した
96	3の本文3行目の()内	(必要に応じて当該区に所在する <u>中央省庁</u> 、 本社ビル 等を含む。)	____部分を削除	区内には所在しないため
99	5行目	～、防災服・腕章・旗・ <u>特殊標章</u> ・夜間照明等を～	____部分を削除	不要な事項のため

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物資の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等(国民保護法施行令第28条)の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省